

川島町公共施設個別施設計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、川島町公共施設個別施設計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の受託業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本業務の概要

- (1) 委託業務名称 川島町公共施設個別施設計画策定支援業務
- (2) 委託内容別添 「川島町公共施設個別施設計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 選考方法 公募型プロポーザル方式
- (4) 委託期間 契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで
- (5) 委託予定額 15,000千円（消費税および地方消費税を含む。）とする。
うち、令和元年度（2019年度）限度額8,000千円とする。
ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものである。

3 応募に関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の企業もしくは共同事業体とし、以下の要件をすべて満たす者とする。（共同事業体の構成員も含む）

- ① 基準日（令和元年8月5日）申込書提出期限時点で、令和元・2年度の入札参加資格の申請を行っていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社の実績として、過去3年以内に国又は地方公共団体との契約でいずれかを満たす業務実績があること。
 - ア 同種の業務実績（個別施設計画策定業務）
 - イ 類似の業務実績（公共施設等総合管理計画策定業務、公共施設再配置計画・再編計画策定業務）
- ⑥ 業務責任者の実績として、過去10年以内に国又は地方公共団体との契約でいずれかを満たす業務実績があること。
 - ア 「個別施設計画策定業務委託」
 - イ 「公共施設等総合管理計画策定業務委託」

ウ 「公共施設再配置・再編計画策定業務」

- ⑦ 一級建築士の資格を有する者1名を技師長として配置できること。
- ⑧ 公会計における固定資産台帳と施設コストの連関性を担保する為、税理士の配置をおこなうこと
- ⑨ 業務遂行中の円滑な連絡調整及び緊急時の迅速な対応が行えるよう、本町と同一の県または隣接する都県に本社または支所、営業所を有していること。

4 実施スケジュール

日 程	項 目
令和元年7月17日（水）	公告
令和元年7月22日（月）	質問書提出期限
令和元年7月24日（水）	質問書への回答
令和元年8月5日（月）	参加意向表明書、企画提案書等提出期限
令和元年8月7日（水）	第一次審査
令和元年8月9日（金）	第一次審査結果公表
令和元年8月22日（木）	第二次審査（プレゼンテーション）
令和元年9月中旬	委託契約締結

5 問い合わせ先

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町 政策推進課 政策・財政グループ
担当 横山、河野、齋藤
電話 049-299-1752（直通）

6 実施要領及び仕様書に対する疑義の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和元年7月22日（月）午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール（他の方法は付加）様式は任意
- (3) 回答期限 令和元年7月24日（水）
- (4) 回答方法 町ホームページで公表
- (5) その他 質問の回答は、本要領等の追加、修正として取り扱うものとする。

7 参加意向表明書、企画提案書等の作成要領

- (1) 提出書類（書式はすべて原則A4版とする）
 - ① 参加意向表明書（様式1） 1部
 - ② 企画提案書 10部
 - ③ 見積書 1部（見積書内訳、捺印あり）
 - ④ 会社概要（任意様式）※パンフレット等でも可
 - ⑤ 提案者の同種又は類似の業務の実績（任意様式）

- ⑥ 本業務の実施体制（任意様式）
- ⑦ 従事予定担当者（技師長、主任技師、技師等）の経歴、現在手持ちの業務（任意様式）
- ⑧ 業務実施方針、実施内容、実施手法等（任意様式）
- ⑨ 業務スケジュール（任意様式）
- ⑩ その他各業務に関する課題・提案等（任意様式）

（２）企画提案書作成上の留意事項

①必須項目

- ・本業務に関する今後２か年の取組と実施手順、作業工程
- ・仕様書等を踏まえた上での独自の分析手法や検討プロセス
- ・仕様書等を踏まえた上での成果及び最終成果物のイメージ
- ・本町と受託者との役割分担

②その他

- ・提案書の内容はすべて実施義務事項として、事業者が提示し、かつ提案費用内で契約するものであることに留意すること。
- ・作業スケジュールが履行期間内で組まれていること。
- ・企画提案書は１者につき１案とする。

（３）参加意向表明書、企画提案書等の提出期限及び場所及び方法

- ① 提出期限 令和元年８月５日（月）午後４時まで
- ② 提出場所 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林８７０番地１
川島町役場本庁舎２階
川島町政策推進課
- ③ 提出方法 持参または郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合必ず到着を確認するものとする。

８ 選考方法

ア 第一次審査

- （１）令和元年８月７日（水）に実施する。
- （２）企画選考会により、企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を行い第一次審査通過者５者以内を選定する。提案者が５者以内の場合は、すべての提案者を第一次審査通過者として扱う。なお、提案者が１者のみであっても、企画選考会において審査を行う。
- （３）第一次審査通過者には、第二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション）

- （１）令和元年８月２２日（木）に実施する。
- （２）実施場所及び実施時間は、第一次審査の結果通知と併せて通知する。

- (3) 説明の順番は、発注者において、くじ引きにより定める。
- (4) 時間は各参加者40分（説明20分、質疑応答20分）とする。
- (5) 出席者は、業務の担当者となる予定の者（主たる担当者を含む3名以内）とする。
- (6) 説明には、提出している企画提案書を使用する。
- (7) 第二次審査は、全ての項目について再評価する。（第一次審査結果は、参考資料とする。）
- (8) 第二次審査に係る機器のうち、プロジェクター及びスクリーンは川島町にて用意する。その他必要なものは、提案者が用意する。

9 審査及び選考

提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの内容を企画選考会において総合的に判断し、最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(1) 評価基準

評価項目		評価の内容	配点
業務遂行能力・保有技術力に対する評価	同種業務の実績	本業務、同種業務の十分な業務実績があるか	10
	専門技術及び実施体制	本業務に関する専門知識、資格や経験を有し、適切な人員配置が行われるか	10
企画提案内容の評価	業務内容の理解度	本町の意図するところを、きちんと把握し提案されているか	10
	本業務の全体工程	スケジュールは具体性、妥当性の高いものとなっているか	10
	町との役割分担、支援体制	町の役割分担、検討組織等の運営支援は妥当か	10
	現状把握、分析手法	専門的見地から合理的な評価分析手法が提案されているか	10
	計画策定方針	個別施設計画に係る考え方、手法、将来見通しについては妥当か	10
	独自の企画力・提案	町の現状、課題等を的確にとらえ、独自性の高い提案がされているか	10
	プレゼンテーションについて	プレゼンテーション資料が分かりやすいか	
わかりやすい説明か 取組意欲があるか 質問に対して的確な回答か			10
合 計			100

(2) 事業者の選定

審査委員会において評価基準に基づき評価・審査を行い、審査委員会の協議の上、受託候補者を選定する。

企画提案書を提出した者が1者の場合でも評価・審査は実施し、評価点の合計が50点未満の場合は、受託候補者を選定しない。

選定結果については、書面により通知することとする。なお、審査に対する要求や結果の内容に関する疑義、異議申立、質問等は一切受け付けない。

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。
ただし、町が認めた場合はこの限りでない。

(3) 提出資料の取扱い

①提出された提案書等は返却しない。

②提出資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等、この事業に関し必要と認められる用途については、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

③提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。